

年末調整・法定調書 コントロールタワー

回 数	内 容	ページ
第 1 回	第 1 章 年末調整①（概要と給与所得控除） ■ 1 年末調整とは ■ 2 対象者 ■ 3 所得控除 ■ 4 給与と給与所得控除 第 2 章 年末調整②（所得控除） ■ 1 扶養控除 ■ 2 配偶者控除・配偶者特別控除	P 1 ～ P 43
第 2 回	■ 3 障害者控除等 ■ 4 生命保険料控除・地震保険料控除 ■ 5 社会保険料控除等 第 3 章 年末調整③（税額計算と精算） ■ 1 年税額の計算 ■ 2 住宅ローン控除	P 44 ～ P 92
第 3 回	■ 3 過不足の精算と源泉徴収簿 ■ 4 源泉所得税の納付 ■ 5 再年末調整 第 4 章 法定調書・給与支払報告書 ■ 1 給与支払報告書の提出 ■ 2 法定調書の提出	P 93 ～ P 137

■本テキストの内容及び関係法令書類につきましては，平成30年4月1日現在に確定している法令等に基づき作成しております。

年末調整・法定調書 CONTENTS

第1章 年末調整①（概要と給与所得控除）

■ 1 年末調整とは	1
■ 2 対象者	2
■ 3 所得控除	3
■ 4 給与と給与所得控除	4

第2章 年末調整②（所得控除）

■ 1 扶養控除	1 5
■ 2 配偶者控除・配偶者特別控除	2 5
■ 3 障害者控除等	4 4
■ 4 生命保険料控除・地震保険料控除	5 6
■ 5 社会保険料控除等	6 7

第3章 年末調整③（税額計算と精算）

■ 1 年税額の計算	7 7
■ 2 住宅ローン控除	8 2
■ 3 過不足の精算と源泉徴収簿	9 3
■ 4 源泉所得税の納付	1 1 3
■ 5 再年末調整	1 1 6

第4章 法定調書・給与支払報告書

■ 1 給与支払報告書の提出	1 1 7
■ 2 法定調書の提出	1 2 4

1



1

年末調整①(概要と給与所得控除)

対象者、計算方法の概要と給与所得控除

■ 1 年末調整とは

個人事業者や会社などの給与の支払者は、従業員への毎月の給与支払時に、源泉徴収税額表に基づいて所得税の源泉徴収を行うこととなっています。

この源泉徴収をした税額の1年間の合計額は、その従業員が1年間の給与について納めなければならない年税額とは一般的に一致しません。

その理由としては、次のようなことがあげられます。

- ① 源泉徴収税額表は、毎月の給与の変動がない前提で作成されているが、実際には変動があること。
- ② 年の途中で結婚したりして控除対象扶養親族等に異動があるが、遡って源泉徴収税額を修正することがないこと。
- ③ 配偶者控除、配偶者特別控除、生命保険料、地震保険料控除などの控除があること。

この不一致を精算するために、1年間の給与総額が確定する年末にその年の税額を正しく計算し、それまで徴収した税額との差額を徴収又は還付します。この精算の手続きを年末調整といいます。これにより給与所得者は改めて確定申告をする必要がなくなります。

※ 所得税では、個人が得た所得の態様や性質を考慮するために、各種の所得を10種類に分類して、それぞれに見あった形で所得金額の計算をすることになっています。

所得の種類	内 容
利子所得	銀行の利子や郵便貯金の利子 (源泉徴収で課税関係が完結するので申告不要)
配当所得	株式の配当金
不動産所得	貸家や土地の賃貸料収入(収入－必要経費を控除)
事業所得	商売に掛かる所得(収入－必要経費を控除)
給与所得	給与や賞与(給与収入－給与所得控除を控除)
退職所得	退職金
山林所得	所有期間が5年を超える山林の売却に係る所得
譲渡所得	資産の売却に係る所得
一時所得	クイズの賞金や生命保険金
雑所得	年金収入や原稿料収入

■ 2 対象者

1. 年末調整の対象となる人

会社に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出している人は、原則として年末調整の対象となります。ただし、対象とならない人もいますので注意が必要です。

- ① 1年を通じて勤務している人
- ② 年の途中で就職し、年末まで勤務している人
- ③ 年の途中で退職した人のうち、次の人（退職後に他の給与の支払を受けない人）
 - ・ 死亡により退職した人
 - ・ 著しい心身障害で退職し、退職時期から本年中に再就職ができないと見込まれる人
 - ・ 12月中に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職した人
 - ・ いわゆるパートタイマーとして働いている人などが退職した場合で、本年中に支払を受ける給与の総額が103万円以下である人（退職後本年中に他の勤務先等から給与の支払を受けると見込まれる場合を除く）
 - ・ 年の途中で、海外の支店へ転勤したことなどの理由により、非居住者となった人（非居住者とは、国内に住所も1年以上の居所も有しない人）

※ 死亡退職した場合

死亡により退職した時に年末調整を行います。対象となる給与は、死亡日までに支払の確定した給与です。また、社会保険料や生命保険料などの控除は、死亡日までに支払われたものに限られます。なお、死亡後に支給される給与は、相続税の対象となり、所得税の対象なりません。

※ 海外に転勤した場合

海外に出国する時に年末調整を行います。対象となる給与は、出国する日までに支払の確定した給与です。また、社会保険料や生命保険料などの控除は、出国する日までに支払われたものに限られます。

2. 年末調整の対象とならない人

会社に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出していない人は、年末調整の対象なりません。また、提出していても対象とならない人もいます。

- ① 1に掲げる人のうち、本年中の主たる給与の収入金額が2,000万円を超える人
- ② 1に掲げる人のうち、災害により被害を受けて、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」の規定により、本年分の給与に対する源泉所得税の徴収猶予又は還付を受けた人
- ③ 2か所以上から給与の支払を受けている人で、他の給与の支払者に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出している人や、年末調整を行うときまでに「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出していない人（月額表又は日額表の乙欄適用者）
- ④ 年の途中で退職した人で、1の③に該当しない人
- ⑤ 日本に住所又は1年以上の居所のない人（非居住者）
- ⑥ 継続して同一の雇用主に雇用されないいわゆる日雇労働者など（日額表の丙欄適用者）